



令和5年度市民税等均等割のみ課税世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 今回の市民税等均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、今般のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の負担感が大きい市民税等均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

水戸市が確認書または申請書を受理した日から概ね1か月が目安です。

支給対象と手続き方法

<支給対象となる世帯>

世帯の全員が令和5年度市民税等所得割が課されておらず、
うち少なくとも1人が令和5年度市民税等均等割が課されている世帯

※令和5年12月1日時点で水戸市に住民登録のある方が対象となります。

※市民税等均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除きます。

I

令和5年1月1日以前から世帯の全ての方が現住所にお住まいの世帯

II

令和5年1月2日以降に市外から転入した世帯、または市外から転入した方がいる世帯

確認書の返送が必要です

返送期限：令和6年7月31日（水）

※当日消印有効

水戸市から確認書が届きます



申請書の提出が必要です

申請期限：令和6年7月31日（水）

※当日消印有効

【申請書設置場所】

水戸市市民税非課税世帯等臨時特別給付金室（市役所6階会議室605）、福祉総務課（市役所3階）、各出張所、各市民センター

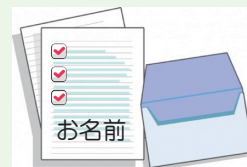
支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I

令和5年1月1日以前から世帯の全ての方が現住所にお住まいの世帯

- 対象となる世帯には、水戸市から給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が世帯主あてに届きます。
- 内容を確認し、該当する箇所にチェック及び必要事項を記入いただき、水戸市の窓口へ、**返送または窓口へ直接ご提出**ください。



II

令和5年1月2日以降に市外から転入した世帯、または市外から転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請書の提出が必要**です。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する**令和5年度住民税課税証明書（所得割・均等割それぞれの税額が分かるもの）**の添付が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類**（本人確認書類のコピー、受取口座を確認できる書類のコピー、令和5年度住民税課税証明書）**とともに水戸市の窓口へ、郵送または直接ご提出ください。

※「令和5年度住民税課税証明書」の発行方法については、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村へお問い合わせください。



！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

水戸市市民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター



0120-583-300（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）